

令和4年度(2022年度)熊本県がん診療施設施設整備事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 熊本県がん診療施設施設整備事業費補助金の交付については予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号)及び熊本県健康福祉補助金等交付要項(以下「要項」という。)に定めるほか、この要領の定めるところによる。

(補助金額の算定方法等)

第2条 要項第2条の補助金額は、別表1の補助金額の算定方法欄に掲げる方法により算定された額(その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)とする。ただし、前年度から補助を受けている事業(継続事業)については、前年度の要領に定める算定方法を適用するものとする。

(補助金の対象外費用)

第3条 補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、堀及び造園工事並びに通路敷地に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付手続)

第4条 要項第3条第1項の申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は、1部とする。

- 2 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。
- 3 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、別表2に掲げるものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容のうち、次のものを変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の設置場所(ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)
 - イ 建物の規模、構造又は用途(ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)

- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて事業により取得した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (9) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。
- (10) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 要項第12条第1項の規定により、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。
また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（変更交付申請）

第6条 要項第5条第2項の事業変更計画書の様式は、別記第1号様式を準用するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 要項第6条の申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日までとする。

（交付決定前の事業着手）

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合で、補助金の交付決定前までに事業に着手する必要があるときは、交付決定前事業着手届（別記第4号様式）を提出することにより、事業に着手できるものとする。

- (1) 事業の性格上、実施時期に制約を受けるとき。
- (2) 事業の実施上、特に長期間を要するとき。
- (3) 早期着手により、事業費の増額を回避できるとき。
- (4) 他の事業に関連し、早期着手する必要があるとき。

(工事の着工)

第9条 要項第7条第2項の工事着工報告書の提出は、要項第3条第1項の申請書を提出した日又は工事の着工日から起算して20日を経過した日までとし、その提出部数は、1部とする。

2 前項の工事着工報告書の様式は、別記第5号様式によるものとする。

(状況報告)

第10条 要項第8条に定める状況報告書については、事業に係る年度の12月31日現在における事業遂行状況報告書を作成し、同年度の1月10日までに知事に報告するものとし、その提出部数は、1部とする。ただし、事業に係る年度の12月31日までに工事が完成している場合については、この限りではない。

2 前項の事業遂行状況報告書の様式は、別記第6号様式によるものとする。

(工事の完成)

第11条 要項第7条第2項の工事完成報告書の提出は、工事完成日から起算して20日を経過した日までとし、その提出部数は、1部とする。

2 前項の工事完成報告書の様式は、別記第7号様式によるものとする。

(実績報告)

第12条 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、別記第8号様式によるものとする。

2 要項第9条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は、別表3に掲げるものとする。

3 実績報告書の提出期限は、事業完了後30日を経過した日又は令和5年（2023年）3月31日のいずれか早い日とする。

附 則

この要領は、令和4年（2022年）8月19日から施行し、令和4年（2022年）4月1日から適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

事業名	基準額	補助金額の算定方法	補助率															
がん診療施設 施設整備事業	<p>基準面積 1, 300㎡に、次の基準単価を乗じた額とする。</p> <table border="1" data-bbox="358 308 1106 555"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>構造別</th> <th>基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病棟</td> <td>鉄筋コンクリート</td> <td>220, 000円/㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ブロック</td> <td>191, 800円/㎡</td> </tr> <tr> <td>診療棟</td> <td>鉄筋コンクリート</td> <td>245, 600円/㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ブロック</td> <td>214, 600円/㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、建築面積が基準面積を下回るときは当該建築面積を基準面積とする。また、建築単価が基準単価を下回るときは当該建築単価を基準単価とする。</p>	種目	構造別	基準単価	病棟	鉄筋コンクリート	220, 000円/㎡		ブロック	191, 800円/㎡	診療棟	鉄筋コンクリート	245, 600円/㎡		ブロック	214, 600円/㎡	<p>(1) 要項別表に定める補助対象経費の実支出額と基準額欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金及びその他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p>	0. 33
種目	構造別	基準単価																
病棟	鉄筋コンクリート	220, 000円/㎡																
	ブロック	191, 800円/㎡																
診療棟	鉄筋コンクリート	245, 600円/㎡																
	ブロック	214, 600円/㎡																

別表 2（第 4 条第 3 項関係）

添 付 書 類	様 式
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費所要額調 ・ 整備事業費内訳書 ・ 補助対象区域の工事設計図及び工事仕訳書 ・ その他参考となる資料 	<p>別記第 2 号様式 別記第 3 号様式</p>

別表 3（第 1 2 条第 2 項関係）

添 付 書 類	様 式
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費所要額精算書 ・ 整備事業費内訳書 ・ 補助対象事業完成後の建物の全景及び概要を示す写真 ・ 契約書の写し ・ 工事完成図（配置図、平面図、立面図） ・ 補助対象区域の工事設計図及び工事仕訳書 ・ 建築基準法第 7 条第 5 項の規定による竣工検査書の写し又は補助事業者が実施した検査調書の写し ・ その他参考となる資料（写真等） 	<p>別記第 9 号様式 別記第 3 号様式</p>

※契約書、工事仕訳書、竣工検査書及び検査調書の写しについては、原本証明をすること。

別記第1号様式(第4条、第6条関係)

事業(変更)計画書

事業の名称			区分	費目	面積	単価	金額	備考
開設者(設置者)	施設名	所在地	補助対象外事業分		m ²	円	円	
1 施設の規模及び構造等								
敷地の状況	敷地面積 m ² (自己所有地、借地、買入(予定)地の別)							
事業の種別	(新築)							
建物の構造及び面積	()造)○階建	建築面積 m ² 延べ面積 m ²						
2 施工状況			合計					
工事の施行方法	(直営、請負の別)		4 財源内訳					
施工期間	着工令和年月日～竣工令和年月日		区分	金額		備考		
3 整備費内訳				円(内訳)				
区分	費目	面積	単価	金額	備考			
補助対象事業分		m ²	円	円	(1) 県補助金			
					(2) 地方債			
					(3) 寄付金			
					(4) その他			
					計			
小計			5 その他 参考事項					

(注) 5「その他参考事項」欄に、平成20年4月17日医政発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権設定の有無を記入すること。

経 費 所 要 額 調

区 分	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B) (C)	対象経費の支出 予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県補助基本額 (G)	県補助所要額 (H)	備考
	円	円	円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 本調査表は、施設ごとに作成すること。
- 2 「区分」欄には交付の対象となる事業の名称を記載すること。
- 3 「選定額」欄には、(D)と(E)とを比較して少ないほうの額を記入すること。
- 4 「県補助基本額」欄は、(C)と(F)とを比較して少ないほうの額を記入すること。
- 5 「県補助所要額」欄は、(G)欄に記載された額に補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別記第4号様式（第8条関係）

番 号
令和 年 月 日

熊本県知事 様

補助事業者名 印

令和4年度（2022年度）熊本県がん診療施設施設整備事業費補助金
に係る交付決定前事業着手届

標記事業について、下記1の条件を了承の上、下記2のとおり交付決定前に
工事に着手したいので届け出ます。

記

1 交付決定前事業着手に係る条件

- (1) 交付決定を受けるまでの期間内に天災地変の事由によって実施した事業
に損害を生じた場合における損失は、事業実施者が負担すること。
- (2) 交付決定を受けた補助金が交付申請額又は交付申請予定額に達していな
い場合においても、異議を唱えないこと。
- (3) 事業について、工事の着手から交付決定を受けるまでの期間において、
計画変更を行わないこと。

2 交付決定前工事着手する事業の概要及びその理由

- (1) 事業の名称 令和4年度（2022年度）熊本県がん診療施設施設整備
事業費補助金
- (2) 事業の概要
- (3) 事業実施場所
- (4) 着工及び完了予定日
- (5) 事前着手の理由

事業遂行状況報告書

事業区分	施設名	所在地

1. 事業施行状況 (令和4年12月31日現在)

区分	施工面積	工事施行率	金額	備考
	m ²	%	円	
自 令和 年 月 日 至 令和4年12月31日 現在竣工量				
自 令和5年1月1日 至 令和5年3月31日 まで竣工見込量				
計				

2. 工事進捗状況

工事名	令和4年								令和5年				
	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日	4月1日
設計事務 (100%)												
入札事務 (100%)												
敷地工事 (100%)												
基礎工事 (100%)												
〇〇工事													

1. 工事予定を点線の棒線で示し、その上に工事進捗状況を実線の棒線で示すこと。
2. 工事名ごとに工事進捗状況(出来高)を%をもって示すこと。

3. 繰越予定状況

請負契約額	年度内完成(見込)				繰越予定		繰越理由
	令和4年12月31日現在		年度末現在(見込)				
	円	%	円	%	円	%	
(全体契約額)							
円							
(内県補助金分)							
円							

請負契約額欄の(内県補助金分)は、交付決定金額を記入すること。

事業実績報告書

事業の名称			区分	費目	面積	単価	金額	備考
開設者(設置者)	施設名	所在地	補助対象外事業分		m ²	円	円	
1 施設の規模及び構造等								
敷地の状況	敷地面積 m ² (自己所有地、借地、買入(予定)地の別)							
事業の種類別	(新築、増築、改築の別)							
建物の構造及び面積	() 造)○階建	建築面積 m ² 延べ面積 m ²						
2 施工状況			合計					
工事の施行方法	(直営、請負の別) 請負の場合 年 月 日 契約		4 財源内訳					
施工期間	着工 令和 年 月 日 ~ 竣工 令和 年 月 日		区分	金額		備考		
3 整備費内訳					円(内訳)			
区分	費目	面積	単価	金額	備考			
補助対象事業分		m ²	円	円	(1) 県補助金 (2) 地方債 (3) 寄付金 (4) その他			
	小計				計			
			5 その他参考事項					
小計								

(注) 5「その他参考事項」欄に、平成20年4月17日医政発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」の第3の3の(1)に規定する抵当権設定の有無を記入し、抵当権を設定したことがわかる資料(登記簿の写し)を添付すること。

経 費 所 要 額 精 算 書

区 分	総事業費	寄付金 その他の 収入額	差 引 額	対象経費 の実支出額	基 準 額	選 定 額	県補助基本額	県補助 所要額	県補助 交付決定額	県補助 受入済額	差引過△ 不足額
	(A)	(B)	(A)-(B) (C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(J)-(H) (K)
	円	円	円	円	円	円	円	円			円

- (注) 1 本調査表は、施設ごとに作成すること。
- 2 「区分」欄には交付の対象となる事業の名称を記載すること。
- 3 「選定額」欄には、(D)と(E)とを比較して少ないほうの額を記入すること。
- 4 「県補助基本額」欄は、(C)と(F)とを比較して少ないほうの額を記入すること。
- 5 「県補助所要額」欄は、(G)欄に記載された額に補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。